平成２４年（フ）第１２７９２号
神奈川県横浜市神奈川区栄町２－４－702、住民票上の住所東京都町田市本町田2379－ホ２－310
債務者　滝本　健史
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７９９号
埼玉県新座市野寺３丁目５－８
債務者　杉本　秀司
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８０１号
東京都足立区保木間３丁目28－４
債務者　乾　　滋至
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８０３号
東京都練馬区北町３丁目11－11－102
債務者　黒岩　直子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８０４号
千葉県市川市市川３丁目16－10　国府台ハイツＢ棟201
債務者　小田代桂子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８０７号
東京都葛飾区四つ木４丁目20－４－203
債務者　中村　隆司
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８０８号
神奈川県大和市深見東３丁目２－２－301
債務者　吉澤　　護
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８０９号
神奈川県大和市深見東３丁目２－２－301
債務者　吉澤　　仁
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８１１号
東京都品川区豊町２丁目21－12－205
債務者　伏見　菜央
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８２９号
埼玉県川口市南前川２丁目27－35
債務者　若松　　博
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８３８号
東京都大田区久が原３丁目31－１－202
債務者　小室　　進
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８４１号
東京都小平市小川東町４丁目１－１　Ｂ－403
債務者　瀬口　和代（旧姓射場）
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８４７号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目40－１　新宿510－223
債務者　金子　正人
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８６３号
東京都世田谷区船橋１丁目45－11－101
債務者　相澤　信治
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８６９号
東京都江東区森下４丁目17－８－602
債務者　佐久間正美
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８７３号
東京都町田市本町田2533　公社住宅ハ８－409
債務者　高橋　賢二
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部